

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社 R-CORPORATION

②施設・事業所情報

名称：みぞのくち保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：鈴木 佳江	定員（利用人数）： 120名（126名）	
所在地：〒213-0001 川崎市高津区溝口4丁目19番2号		
TEL：044-811-5081	ホームページ： https://www.mizonokutihoikuen.com	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2002年04月01日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 大慈会		
職員数	常勤職員：30名	非常勤職員：2名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士：27名	看護師：1名
	栄養士：2名	調理員：1名
	その他の職員：1名	
施設・設備の概要	（居室数）	
	（設備等）	
	保育室	
	給食室	
		事務室

③理念・基本方針

<基本理念>

- 我々は、まず福祉の増進に寄与するものでなくてはならない
- 我々は、子どもたちの親、家族の幸せを守り、育まなくてはならない
- 我々は、我々自身その一人一人が幸福であるように努力し、協力しなければならない
- 我々は、生命の尊さと、大切さと、喜びをよく知っていなければならない

<保育方針>

- ひとりひとりの人格を尊び、守り育てる
- 安全で安心、中庸な保育（スタンダードな保育）
- 協調、おもいやり、相互援助

<現在取り組んでいる点>

- 職員のスキル向上
- 子ども一人ひとりに寄り添い、きめ細やかな保育と育児支援
- 対話力のアップ

④施設・事業所の特徴的な取組

●みそのくち保育園の立地・概要

みそのくち保育園は、東急田園都市線高津駅から徒歩5分位のところにあり、付近は住宅街ですが、園舎は川崎市立高津小学校の敷地内にあることに加え、園の東側には川崎市立高津図書館や溝口緑地があり、文教地区とも言える環境内に位置しています。みそのくち保育園は、社会福祉法人大慈会（以下、法人という）の運営であり、他に現在、川崎市内に8か所の保育園を運営しています。みそのくち保育園は、2002年(平成14年)に川崎市が公設民営で開設した「川崎市立みそのくち保育園」からスタートし、その後、2006年(平成18年)に川崎市指定管理保育園となり、2016年(平成28年)に民間民営の「みそのくち保育園」となり、現在に至ります。

●園舎は鉄骨造り2階建てで、2階部分は川崎市適応指導教室「ゆうゆう広場たかつ」が使用しており、出入りは2階の玄関とし、保育園の敷地内を通ることはありません。1階部分はみそのくち保育園の他に、主に就学前の親子が集う「地域子育て支援センターたまご」と、育児援助を受けたい人(利用会員)と育児援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)が会員となって地位の中で子育て支援を行う「ふれあい子育てサポートセンター(川崎市の事業)」が併設されています。みそのくち保育園は高津小学校敷地内にあるため、園庭(約300㎡)の外側は高津小学校のグラウンドになっており、小学校のグラウンドと園庭・園舎とは金網フェンスで分離されていますが、園からも小学校からも互いにグラウンド・園庭での活動の様子を見ることができます。園の卒園児の3分の2は高津小学校に入学するため、毎年4月～5月には直近の卒園児が登校時などに園舎の周りに集まってきて、保育士や園児と会話をしながら懐かしんでいる光景が見られます。

●園舎内は、中央廊下を挟んで東側に事務所・調理室・ホール・支援センター・サポートセンターがあり、西側が保育室になっています。0才児から5才児の保育室は、それぞれ独立した保育室になっており、さらに一時保育さくら組の保育室も設けています。各室は西向きで、奥側は全面透明ガラス窓・ドアになっており、ガラス窓・ドアの上部には排煙窓設備も設置され、太陽光がたっぷりと注ぎ、明るく・広い部屋作りが成されています。ドアを開けた先には園庭、小学校のグラウンドがあり、非常災害時もすぐにグラウンドに避難できるという利点があります。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年 5月 15日(契約日) ~ 2020年 3月 24日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	3 回(2013年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 【充実した職員研修体制】

●みそのくち保育園では現在、力を入れて取り組んでいる点、また今後も力を入れて取り組みたいとしている点の1つに、職員のスキル向上を挙げています。保育に関して保護者の信頼を得るためにも職員のスキル向上が何よりも大切だと考え、園では毎年（5月）、研修計画表を策定し、研修のカテゴリーに、1.園内研修、2.法人研修、3.外部研修の3区分を設けて計画的・継続的な研修を実施し、実践につなげています。園内研修では、職員が講師や発表者となって行う研修と外部講師を招喚して行う研修を設定し、日常の保育で直面する様々なテーマを取り上げて研鑽を図っています。法人で開催する研修では、職員階層や職種に応じて主任研修、栄養士会議、乳・幼児担当者会議、日本語研修(話し方等)等を行い、さらに、外国の保育施設等を見学する「海外研修」も実施しています。法人研修では同じ立場の系列他園の職員と情報交換・意見交換することができ、複数園を運営している法人ならではの強みと言えます。外部研修では、神奈川保育エキスパート等研修(キャリアアップ研修)を中心として、川崎市・川崎市保育会・横浜白峰研修センター・川崎市公立保育士会等が開催している研修に参加しています。研修受講に関しては、園では職員配置数にゆとりを持たせ、全職員が法人研修・外部研修に参加できるようシフト体制を組み、積極的に職員の質の向上・技術の向上に取り組んでおり、日々の園長の指導の下、各職員は保育に当たる意識向上への成果が見られています。

2. 【小学校を始めとする地域との交流・連携】

●みそのくち保育園では、小学校を始めとする地域との交流・連携の充実を図り、園舎・園庭の隣が高津小学校のグラウンドであるため、日常的に小学生、とりわけみそのくち保育園からの入学者との会話・交流があり、高津小学校とは様々な場面で交流・連携を密に行っています。日々のお散歩でも高津小学校の敷地内を一周するコースがあり、その際に園児たちが小学生や高津小学校の先生と関わる機会があります。10月の運動会には高津小学校グラウンド（雨天の場合は体育館）を借りて行き、高津小学校の学習会や交流会イベントでは園児を招いてもらい、双方の入学式・卒業式には校長・園長が互いに出席する等、深く交流があります。また、園舎内には一時保育のさくら組・子育て支援センターたまご・子育てサポートセンターがあることから、みそのくち保育園に在籍していない子どもやその保護者とのつながりも持っています。子育て支援センターたまごの利用者は、園での誕生会や「うたとリズム」の催しにも参加してもらい、離乳食講座では園の栄養士が講師を務めています。地域の人々との交流としては、園の運動会に地域の方の観覧を歓迎する他、地元のハロウィンパレードに園児が参加し、地域の保育園と共同で開催する年長児交流会への参加も行い、地域の様々な人と交流を図っています。また、高津区食品衛生協会の「手洗いマイスター」から手洗いの実技指導を受け、地域の方によるイベントをみそのくち保育園で行う等、地域に根付いた保育園として密なる交流・連携が行われています。

3. 【園内・周辺の保育に適した環境】

●みそのくち保育園は、園舎・園庭が高津小学校の敷地内にあることで、卒園後に園児の3分の2が入学する高津小学校の活動の様子を日々間近に見ることができ、小学校就学に向けた見通しが自然に持てるようになる利点があります。園舎の面積は約890平方メートルあり、保育室その他全ての部屋・施設が建物1階に設備され、バリアフリー化されているので、子どもも職員、保護者も階段を使うことなく行き来することができます。保育室は0才児から5才児まで独立した作りになっており、面積も

53㎡～67㎡と広いスペースを確保し、一時保育のさくら組の部屋を含めた7つの部屋が中央廊下に面して並んで配置され、全室が西側に配置され、採光を妨げる建物がなく太陽の光や自然の風を十二分に取り入れることができます。園庭は約300㎡ですが、すべり台・鉄棒・砂場・小屋・プール等の固定設備と三輪車・ストライダー等の遊具が備わっており、子どもたちは好きなものを選んで遊ぶことができます。みぞのくち保育園では、このような恵まれた環境・設備の下、子どもの生活と遊びが豊かに育まれる保育が展開できています。

◇改善を求められる点

1. 【第三者委員制度の周知について】

●今回、第三者評価の一環として行われた利用者家族アンケートの調査集計結果を見ると、個別設問13問及び総合満足度設問1問の計14問のうち、12問では満足度が80%を超えています。残り2問のうちの1問も満足度は70%を超えています。問10「要望や不満があったとき、第三者委員会(保育所外の苦情解決相談員)などに相談できることを知っていますか。」だけが満足度44%になっています。回答の内訳は、「はい」と答えた人が30人(44%)、「どちらともいえない」と答えた人が10人(15%)、「いいえ」と答えた人が28人(41%)、無回答が0人(0%)、となっています。この設問は、知っているかどうかを尋ねる設問であり、満足しているかを尋ねる設問ではありませんが、第三者委員会のことを知らない保護者が4割近くいることとなります。園の「保育園のしおり」では最後のページに、「意見・要望・苦情に対する対応について」と題して、苦情等の対応のチャート図が掲載されており、第三者委員にも申し立てられる仕組みがあることがわかります。但し、第三者委員の氏名・電話番号は記載されていません。しかし、「重要事項説明書」では第15番目の項目に「苦情・要望等に係る相談窓口」として第三者委員の氏名・肩書き・電話番号は記載されています。2つの文書は入園時に配付されているものですが、入園後、園の利用に慣れてくると共に参照される度合いも減ってくると思われます。加えて、第三者委員という制度は、日々の園生活で常に利用されるものでもないため、入園時に説明を受けたとしても忘れてしまう可能性も考えられます。園として、入園時のみならず、入園後も定期的に、例えば園だより等を通して第三者委員会制度及び第三者委員の氏名・連絡先を保護者に伝え、周知を図ることが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

施設名： みぞのくち保育園

園長： 鈴木 佳江

<評価に取り組んだ感想>

今回、第三者評価に取り組む中で、改めて園の様々な現状を皆で確認したり、改善点を話し合ったりと色々な意見を交わし合い、それを最終的に全体で周知・共有することができた。

話し合いを重ねる中で、子どもとの関りやより良い環境作りなどを振り返り、保育の質の向上のために改めて見直し、実行することもできた。話し合いで活発に意見を交わすことにより、他の職員の良いところを再発見することもでき、園の結束がさらに強くなったように感じる。

第三者評価に取り組んで学んだこと、皆で考えたことを今後も引き続き、保育に生か

していきたい。

<評価後取り組んだこととして>

1. 環境面の見直し
2. 保護者アンケートや評価機関からの評価を周知し、会議で話し合い、保育に生かす
3. 第三者委員制度の保護者への周知

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり